

令和6年4月1日から

## 相続登記が義務化されました！

### ■「相続登記の義務化」とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを見た日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年内に、登記をする必要があります。

### ■「相続登記の義務化」とは、どういう内容ですか？

令和6年4月1日から「相続登記の義務化」が始まりました。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も相続登記されていない場合には義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります）ので要注意です。

遺産分割の話し合いがまとまった

→ 遺産分割の結果に基づく相続登記

早期に遺産分割をすることが困難

→ 相続人申告登記

※不動産の相続を見た日から3年以内に登記する必要があります。

令和5年4月27日から

## 相続した土地を国が引き取る制度がスタートしました

### ●「相続土地国庫帰属制度」とは…

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律等による制度で、相続した不要な土地を、一定の要件を満たし、負担金を納付することにより国に帰属できる制度です。

#### (1) 土地の要件

法律で定められた通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用または労力を要する土地は不可  
《ア》建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物がある土地  
《イ》土壤汚染や埋設物がある土地 《ウ》危険な崖がある土地 《エ》権利関係に争いがある土地  
《オ》担保権等が設定されている土地 《カ》通路など他人によって使用されている土地 など

#### (2) 負担金等

土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費用相当額の負担金の納付が必要 ※その他申請時に、審査に要する実費等を考慮して政令で定める審査手数料（一律14,000円）の納付も必要。

農用地区域等の田、畠

面積に応じ算定

【例】500 m<sup>2</sup>：約72万円  
1,000 m<sup>2</sup>：約110万円

：面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1m<sup>2</sup>当たりの負担金額は低くなる。

法務省では、新制度を紹介する漫画や、  
相続登記の手続を案内するハンドブックも提供しています。

詳細は、法務省HPをご確認ください▶▶▶



## 農地バンク事業(農地中間管理事業)に係る 関係機関連絡先一覧

市町村名	担当課	市町村担当課電話	農業委員会電話
宮崎市	農政企画	0985-21-1785	0985-21-1784
佐土原支所	農林建設課	0985-73-1114	0985-73-1114
田野支所	農林建設課	0985-86-1114	0985-86-1114
高岡支所	農林建設課	0985-82-1114	0985-82-1114
清武支所	農林建設課	0985-85-1105	0985-85-1105
西都市	農林課	0983-43-3432	0983-43-3595
国富町	農林振興課	0985-75-3609	0985-75-3228
綾町	農林振興課	0985-77-0100	0985-77-0100
高鍋町	農業政策課	0983-35-4977	0983-26-2019
新富町	農地管理課	0983-33-6038	0983-33-6043
木城町	産業振興課	0983-32-4739	0983-32-4738
川南町	農地課	0983-27-8012	0983-27-8016
都農町	農地課	0983-25-5729	0983-25-5720
西米良村	農林振興課	0983-36-1111	0983-36-1111
延岡市	総合農政課	0982-22-7073	0982-22-7028
北方支所	産業建設課	0982-47-3609	0982-47-3609
北浦支所	産業建設課	0982-45-4236	0982-45-4236
北川支所	産業建設課	0982-46-5015	0982-46-5015
日向市	農業畜産課	0982-66-1027	0982-66-1043
美郷町	農林振興課	0982-66-3605	0982-66-3605
門川町	農林水産課	0982-63-1140	0982-63-1140
高千穂町	農林振興課	0982-73-1208	0982-73-1208
日之影町	農林振興課	0982-87-3804	0982-87-3804
五ヶ瀬町	農林課	0982-82-1705	0982-82-1705
椎葉村	農林振興課	0982-67-3206	0982-67-3206
諸塙村	産業課	0982-65-1128	0982-65-1128
都城市	農政課	0986-23-2768	0986-23-7868
山之口支所	産業建設課	0986-57-3113	0986-57-3113
高城支所	産業建設課	0986-58-2311	0986-58-2310
高崎支所	産業建設課	0986-62-1111	0986-62-1113
山田支所	産業建設課	0986-64-1113	0986-64-1113
小林市	農業振興課	0984-23-0300	0984-23-0405
須木庁舎	地域整備課	0984-48-3131	0984-48-3111
野尻庁舎	地域整備課	0984-44-1100	0984-44-1100
えびの市	畜産農政課	0984-35-3744	0984-35-3726
高原町	農政林務課	0984-42-5134	0984-42-5134
三股町	農業振興課	0986-52-9086	0986-52-9087
日南市	農政課	0987-31-1132	0987-31-1148
串間市	農業振興課	0987-55-1140	0987-55-1170

### お問合せ・ご相談

農地のある  
市町村農政担当課・農業委員会・JA



宮崎県農地バンク

Farmland Banks of Miyazaki

0985-78-0210

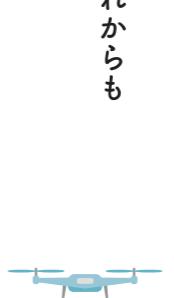
詳しくは  
こちら



R6.4.1 現在

宮崎県に  
農地を  
お持ちの方へ

代々受け継がれ、皆で守ってきた農地。  
宮崎県農地バンクは、「農地」を貸したい人と  
借りたい人の間に立って、  
貸し借りのお手伝いをします。  
美しいふるさとの風景を、これからも  
未来につないでゆくために。



集積・集約化で  
大切な農地を  
**有効活用！**



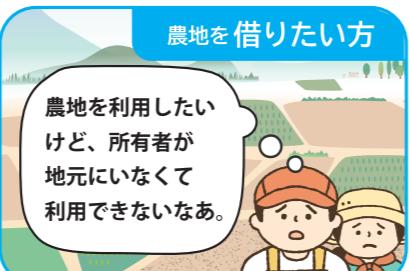
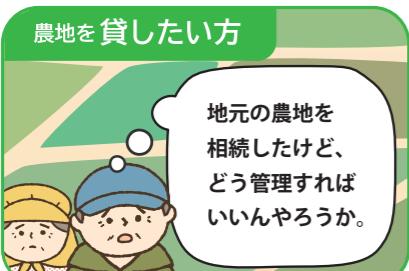
公益社団法人 宮崎県農業振興公社



宮崎県農地バンク

Farmland Banks of Miyazaki

# 「農地」のこんなお悩みはありませんか？



まずは、農地のある市町村の農政担当課または農業委員会へご相談ください。

相談・申し込み

農地のある市町村・農業委員会

連携



## 農地の貸し借りの手続き

### ① 農地の貸し借りに関する相談・申し込み

農地のある市町村・農業委員会の相談窓口で農用地等の貸し借りについて相談や申込みをしてください（随時）。

### ② マッチング・条件調整等の貸借に関する協議

農地のある市町村・農業委員会において耕作者とのマッチングや賃料等の貸借条件に関する調整・協議を行います。

### ③ 貸借契約の締結

協議が整いましたら、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき農地の貸借契約の手続きを行います。

## 農地バンクを活用すると 様々なメリットがあります



農地を  
貸したい方

賃借料は農地バンクを経由するので安心・確実です。

契約期間終了後、農地は必ず返還されます。契約更新も可能です。

要件を満たせば、固定資産税の軽減が受けられます。

相続税、贈与税の納税猶予が継続されます。（税務署への届け出が必要）



農地を  
借りたい方

複数の所有者とのやりとりや賃料支払いは、農地バンクに一本化され、事務労力や手数料が軽減されます。

長期間、農地を借りることも可能で、計画的に営農できます。

要件を満たせば、基盤整備や機械導入等の補助事業や資金の活用において優遇措置があります。

法律に基づく手続きによる権利設定ができます。

## Q & A よくあるご質問

Q.1

どんな農地でも借り受けてもらえるのですか。

A

借り受け希望者が見込まれない場合や再生が困難な遊休農地の場合など、農用地等として利用することができない農地は借り受けることができません。

Q.2

賃料の支払いはいつですか。

A

土地所有者へのお支払いは12月10日です。耕作者は11月10日まで農地バンク指定口座へお支払いいただくことになります。なお、県内JA口座をお持ちの場合には引き落としができます。

Q.3

貸し付けた農地を契約途中で返してもらえますか。

A

土地所有者・農地バンク・耕作者の間で合意解約ができれば、契約途中でも農地を返還することはできます。なお、協力金が交付されている場合は協力金の返還になることがありますのでご注意ください。

その他 よくあるご質問はこちら

【公社HP】『よくあるご質問』



相続等によって農地の権利を取得したときは  
**農業委員会への届け出が必要です！**

### ●「農業委員会」とは・・・

『農地の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進』を中心に、農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されている組織です。

「届出書」の入手やご不明な点は  
**農地のある市町村の農業委員会へお問合せください。**



## STOP! 遊休農地

遊休農地を放っておくと、農地の固定資産税が1.8倍等の法的措置がとられます。適切な管理、手続きを行いましょう。

### 遊休農地解消のために・・・

宮崎県農業振興公社では、遊休農地解消緊急対策事業に取り組んでいます。



主な要件は

- 簡単な整備により直ちに耕作可能な遊休農地（1号遊休農地の縁区分）
- 地域として持続的に利用すべきと判断された遊休農地
- 10年以上使用貸借で農地バンクに貸付けること。

です。

※その他の要件もございます。

農地の管理や売買のご相談についても併せて農地のある市町村農業委員会へお問い合わせください。

▶各農業委員会の問い合わせ先は裏面に記載しております。